

大阪市長 橋下 徹 様

大阪市個人情報保護審議会
会長 野呂 充

大阪市個人情報保護条例第 43 条に基づく不服申立てについて（答申）

別表の（い）欄により諮問のありました件について、次のとおり一括して答申いたします。

第 1 審議会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が行った別表の（か）欄に記載の決定（以下「本件各決定」という。）に対する異議申立ては、保有個人情報の開示の可否を争うものではなく、異議申立てをできない事項について申立てがなされたものであり、不適法と認められることから、実施機関は、却下すべきである。

第 2 異議申立てに至る経過

1 開示請求

異議申立人は、別表の（う）欄に記載の請求日に、大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号。以下「条例」という。）第 17 条第 1 項に基づき、実施機関に対し、別表の（え）欄に記載の旨の開示請求（以下「本件各請求」という。）を行った。

2 本件各決定

実施機関は、本件各請求について、別表の（え）欄に係る保有個人情報として、同表の（お）欄に記載の情報をそれぞれ特定した上で、条例第 23 条第 1 項に基づき、本件各決定を行った。

3 異議申立て

異議申立人は、別表の（く）欄に記載の年月日に、本件各決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号。以下「行服法」という。）第 6 条第 1 号に基づき、それぞれ異議申立て（以下「本件各異議申立て」という。）を行った。

第 3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね別表の（け）欄に記載のとおりである。

第4 審議会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民に実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める具体的な権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることによって、市民の基本的人権を擁護し、市政の適正かつ円滑な運営を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する市民の権利を十分に尊重する見地から行わなければならない。

2 本件各異議申立ての適法性について

- (1) 個人情報保護制度は、条例第1条で規定するとおり、「実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める市民の権利」を保障するための制度である。
- (2) 開示請求権を規定した条例第17条第1項では、「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。」と定めているところ、同項に基づく保有個人情報の開示請求に係る決定に対する不服とは、「開示を受けたいのに、開示されない」ことに対する不服をいうと解される。
- (3) そこで、本件各決定に対する異議申立人の主張（上記第3）を見ると、実施機関が本件各決定において特定した保有個人情報以外の他の保有個人情報が存在するはずであるとの主張とは認められず、行政に対する一般的な不満及び開示された資料の内容に対する不満を表明したものにはすぎない。したがって、本件各異議申立ては、保有個人情報の開示を求めるものではなく、異議申立てをすることができない事項について不服を述べるものというべきであるから、不適法というほかなく、実施機関は、行服法第47条第1項に基づき、本件各異議申立てを却下すべきである。
- (4) なお、同項に該当する異議申立てが、条例第43条第1号で規定する「不服申立てが不適法であり、却下するとき」に該当することは言うまでもないことから、今後、同種の異議申立てについては、実施機関は当審議会へ諮問することなく、実施機関において当該異議申立てを却下し得ることを申し添えておく。

3 結論

以上により、第1記載のとおり判断する。